

『国税庁が富裕層 P T 発足 国内外の動向を広く情報収集』

国税庁は先般、「富裕層プロジェクトチーム（P T）」を発足させた。富裕層の投資行動やタックス・プランニングに関する情報収集ノウハウを充実させ課税上のリスク分析手法を開発するほか、今後あるべき組織体制の検討に取り組む。

P Tは同庁のほか、富裕層の集中する東京・大阪・名古屋の国税局に設置。関係各課（課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課等）の補佐クラスによる協議体で構成され、中でも東京局及び大阪局では、その下に各税目の実務経験豊かな調査官らが専担者として配置された。

P Tでは資産規模のみならず、海外で行われる見えにくい資産運用などについて情報収集に力を入れる。例えば、個人がオフショア地域に資産管理会社を設立して資産を法人株式に換えるケースが挙げられる。情報収集を強化し、資産運用の経年変化も把握することで、将来の相続税課税も見据えた長期スパンで取り組む方針。また課税上のリスク分析を行うことで、どのような資産運用の形態に調査の力点を置いていくかの検討もなされていくことになる。

国外財産調書制度が始まり、外国税務当局との情報ネットワークの拡充によって情報把握手段のインフラが整ってきたことも、P T発足の背景の一つとなった。

『最低賃金引上げ額確定 注目される今後の効用』

もはや風物詩となりつつある最低賃金の引上げだが、多くの中小企業にとってはひとつではないだろう。過去5年にわたり、「生活保護との乖離解消」という、企業の生産性とはまったく関係のない議論が先行し、結果として大幅な引上げが続いている。

そもそも、生活保護費の額は企業経営とはまったく関係のない話だ。企業の努力でその額を変えることなどできるわけもない。そのため、生活保護費の額を理由にした最低賃金の引上げ議論は、行政の不手際のツケ回しの感が否めないとの声も経営者からはよく聞かれる。

2015年度の最低賃金は全国平均で16円引き上げられて780円となった。最も高いのは東京都で888円、最低は鳥取県や高知県等の677円で、その差は211円（昨年度は205円）となり、地域間格差がより広がる結果となった。また、今年度の引上げにより、懸案となっていた生活保護費との逆転現象は全国で解消されることとなる。全国平均16円引上げは前年度最低賃金額で見ると約2.1%増。4月から消費税率が3%引上げとなり、物価上昇の兆しも見える状況で、この引上げが政府の狙い通り消費を増やす契機になるか、単に中小企業の経営を圧迫するだけなのか、注目される。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会（JPBM） ※本記事・内容の無断転載を禁じます。